

生駒市条例第 2 1 号

生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年 3 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

区分	宿泊費基準額(1 夜につき)	
	特別職の職員	一般職の職員
東京都	27,000 円	21,000 円
京都府	26,000 円	20,000 円
千葉県、兵庫県及び福岡県	22,000 円	17,000 円
埼玉県、神奈川県、新潟県及び大阪府	21,000 円	16,000 円
北海道及び香川県	20,000 円	15,000 円
岡山県、広島県及び熊本県	18,000 円	14,000 円
山梨県、長野県、岐阜県及び長崎県	17,000 円	13,000 円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県及び沖縄県	16,000 円	12,000 円

秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	14,000 円	11,000 円
岩手県、山形県、石川県、福井県及び徳島県	13,000 円	10,000 円
福島県、鳥取県及び山口県	12,000 円	9,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生駒市職員等の旅費に関する条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）が同条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において同条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において同条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が同条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例別表の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以

後に生駒市職員等の旅費に関する条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。